11 北陸大学学位規程

（目　的）
第１条　この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学位規則（昭和28年文部省令第９号）の定めに基づき、北陸大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（授与する学位）
第２条　本学において授与する学位は、学士及び修士とする。
２　前項の学位には、専攻分野の名称を次のとおり付記する。
一　学士の学位

薬学部	薬学科	学士（薬学）
経済経営学部	マネジメント学科	学士（マネジメント学）
	経済学科	学士（経済学）
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	学士（文学）
	心理社会学科	学士（心理学）
医療保健学部	医療技術学科	学士（医療技術学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）

二　修士の学位

医療保健学研究科	医療保健学専攻	修士（医療保健学）

（学位授与の要件）
第３条　学士の学位は、学長が卒業を認定した者に授与する。
２　修士の学位は、学長が修了を認定した者に授与する。
（学位授与の申請）
第４条　前条第２項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、学位審査願（別記様式１）に、次の各号に掲げる書類を添え、研究科長に申請しなければならない。
一　学位論文
二　論文要旨
三　論文目録
四　履歴書
２　提出された学位審査願等の書類は、これを返還しない。
（提出論文）
第５条　提出する学位論文は１編とする。
２　研究科長は、学位論文に参考論文を添付させることができる。
３　研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文及び論文要旨の副本、訳本並びに学位論文の内容に関連のある標本又は模型の提出を求めることができる。
４　提出する学位論文の部数及びその他学位授与の申請にかかる書類の様式、部数並びに提出期日は、別に定める。
（申請の受理）
第６条　研究科長は、第４条第１項の規定により学位授与の申請があったときは、本学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経てこれを受理し、研究科委員会に学位授与の可否について審査を付託する。
（学位論文の審査及び最終試験）
第７条　研究科委員会は、前条により審査の付託があったときは、当該学位授与の申請ごとに審査委員会を設け、当該審査委員会に学位論文の審査及び最終試験を付託する。
２　審査委員会は、主査１人、副査２人、計３人をもって構成する。
３　審査委員会の委員は、研究科委員会の委員から選任する。ただし、必要があるときは本学の他の教授または准教授を加えることができる。
４　研究科委員会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
５　審査委員会は、学位授与の申請が受理された日から６ヵ月以内に審査を終了するものとする。
６　最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある学科について、口頭又は筆記で行うものとする。
（審査委員会の報告）
第８条　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、研究科委員会に対して、その結果の要旨を速やかに文書をもって報告しなければならない。
（学位授与の議決）
第９条　研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否を審議、議決する。
２　前項の審議は、委員の３分の２以上の出席がなければ、これを行うことができない。ただし、公務による長期出張及び休職中の委員は、委員の数に参入しない。
３　学位授与の議決は無記名投票によるものとし、出席委員の３分の２の賛成をもって、これを可とする。
（研究科長の報告）
第10条　研究科長は、研究科委員会が前条に定める議決をしたときは、その結果を文書をもって学長に報告するものとする。
（学位の授与）
第11条　学長は、前条の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を決定する。
（記録の保存）
第12条　修士の学位授与に関し、学位論文の審査及び最終試験の経過その他必要な事項を記録した学位授与原簿を作成して保存するものとする。
（学位の名称の使用）
第13条　学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、北陸大学の名称を付記するものとする。
（学位記の授与）
第14条　学長は、学士の学位を授与された者には、卒業証書・学位記（別記様式２）を授与する。
２　学長は、修士の学位を授与すべき者には、学位記（別記様式３）を授与する。
（学位記の再交付）
第15条　学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記して学長に再交付を願い出なければならない。
（学位授与の取消し）
第16条　学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、当該学部の教授会又は研究科委員会の議を経て、その学位の授与を取消し、かつ、その旨を公表する。
２　各学部教授会又は研究科委員会において、前項の議決をするときは、第９条第２項及び第３項を準用する。
３　学位の授与を取消された者は、当該学位授与にかかる学位記を返還しなければならない。
（雑　則）
第17条　この規程に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、学部又は研究科において定める。

附　　則　（改正　2024（令和６）年12月19日第６回全学教授会
2025年１月15日学長決定）
この規程は、2025年４月１日から施行する。